

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	千葉県価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県は、千葉県価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	千葉市価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、「千葉市価格高騰重点支援給付金」に関する事務において、特定個人情報を次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。【令和6年3月31日終了】</p> <p>(2)令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。【令和6年7月31日終了】</p> <p>さらに、「低所得者支援及び定額減税補足給付金」として、次の世帯に対する給付が盛り込まれたことを踏まえ、対象世帯に対して給付金を支給する。</p> <p>(3)令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を支給する。【令和6年10月31日終了】</p> <p>(4)低所得者の子育て世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)に対しては18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した者。以下同じ)1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえて、同世帯に対し、対象児童を扶養している場合に限り千葉市価格高騰重点支援給付金(児童1人当たり5万円)を支給する。【令和6年10月31日終了】</p> <p>(5)令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円の給付、また、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり10万円及び18歳以下の児童を扶養している世帯については児童1人当たり5万円を加算)を支給する。</p> <p>(6)国は、令和6年11月に策定した総合経済対策において、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円の給付金の支援を、また、子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算することを決定した。これを受け、本市でも「千葉市価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税3万円)」「1世帯あたり3万円(児童1人当たり2万円を加算)」の支給事務を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <p>【令和5年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 <p>【令和6年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 事前に対象世帯の公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座を把握し、プッシュ型で給付金を支給するために利用する。 支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 <p>【千葉市価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税3万円)】</p> <p>早急に給付金を支給するため、可能な限りプッシュ型での支給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者を把握するため、転入者(千葉市外で課税されている者)について、申請書提出前に、前住所地の市町村へ市町村民税に関する情報を照会する。 対象世帯の公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座を把握する。 要配慮者等、令和6年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。
③システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、給付金管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
千葉市価格高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉局保護課	
②所属長の役職名	保護課担当課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 保健福祉局 保護課 電話番号043-245-5450	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	千葉市価格高騰重点支援給付金に関する事務開始前に、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、各種書類の返送を必要としない片道方式のプッシュ型での給付を採用している(これにより、手作業が介在する局面が減少することが期待される)。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 なお、業務委託を行う事務には、特定個人情報は含まれていない。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育研修実施計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。こういった対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月10日	I-1-② 事務の概要	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難なものの市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。</p> <p>また、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、本市においても令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 	事前	
令和6年1月10日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和5年11月30日時点	事前	
令和6年7月12日	I-1-② 事務の概要	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。</p> <p>また、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、本市においても令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、「千葉市価格高騰重点支援給付金」に関する事務において、特定個人情報等を次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。【令和6年3月31日終了】</p> <p>(2)令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。</p> <p>さらに、「低所得者支援及び定額減税補給給付金」として、次の世帯に対する給付が盛り込まれたことを踏まえ、対象世帯に対して給付金を支給する。</p> <p>(3)令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。))に対し、1世帯当たり10万円を給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を支給する。</p> <p>(4)低所得者の子育て世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)に対しては18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した者。以下同じ)1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、同世帯に対し、対象児童を扶養している場合に限り千葉市価格高騰重点支援給付金(児童1人当たり5万円)を支給する。</p> <p>(5)令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円の給付、また、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり10万円及び18歳以下の児童を扶養している世帯については児童1人当たり5万円を加算)を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <p>【令和5年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第8号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年デジタル庁・総務省告示第46号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第9号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 	事後	
令和6年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第59条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する告示(令和3年デジタル庁・総務省告示第3号)第6号 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和5年デジタル庁・総務省告示第47号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第10号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第8号) 	事後	
令和6年7月12日	II-1 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年7月12日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日時点	令和6年6月13日時点	事後	
令和6年7月12日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日時点	令和6年6月13日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I-1-② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、「千葉市価格高騰重点支援給付金」に関する事務において、特定個人情報情報を次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。【令和6年3月31日終了】</p> <p>(2)令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、「千葉市価格高騰重点支援給付金」に関する事務において、特定個人情報情報を次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が設けられたことに伴い、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円)を支給する。【令和6年3月31日終了】</p> <p>(2)令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「本年夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を追加給付する。【令和6年7月31日終了】</p>	事後	
令和7年1月24日	前項継続	<p>さらに、「低所得者支援及び定額減税補足給付金」のとして、次の世帯に対する給付が盛り込まれたことを踏まえ、対象世帯に対して給付金を支給する。</p> <p>(3)令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を支給する。</p> <p>(4)低所得者の子育て世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)に対しては18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した者。以下同じ)1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえて、同世帯に対し、対象児童を扶養している場合に限り千葉市価格高騰重点支援給付金(児童1人当たり5万円)を支給する。</p> <p>(5)令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円の給付、また、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり10万円及び18歳以下の児童を扶養している世帯については児童1人当たり5万円を加算)を支給する。</p>	<p>さらに、「低所得者支援及び定額減税補足給付金」のとして、次の世帯に対する給付が盛り込まれたことを踏まえ、対象世帯に対して給付金を支給する。</p> <p>(3)令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を支給する。【令和6年10月31日終了】</p> <p>(4)低所得者の子育て世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)に対しては18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した者。以下同じ)1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえて、同世帯に対し、対象児童を扶養している場合に限り千葉市価格高騰重点支援給付金(児童1人当たり5万円)を支給する。【令和6年10月31日終了】</p> <p>(5)令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円の給付、また、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加算して給付する旨が盛り込まれたことを踏まえ、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり10万円及び18歳以下の児童を扶養している世帯については児童1人当たり5万円を加算)を支給する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	前項継続	<p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <p>【令和5年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 <p>【令和6年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・事前に対象世帯の公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座を把握し、プッシュ型で給付金を支給するために利用する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 	<p>(6)国は、令和6年11月に策定した総合経済対策において、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円の給付金の支援を、また、子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算することを決定した。これを受け、本市でも「千葉市価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税3万円)」(1世帯あたり3万円(児童1人当たり2万円を加算))の支給事務を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務にて使用する。</p> <p>【令和5年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 <p>【令和6年度価格高騰重点支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者のうち、非課税証明書の添付が困難な者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 ・事前に対象世帯の公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座を把握し、プッシュ型で給付金を支給するために利用する。 ・支給対象者が公的給付支給等口座への支給を希望した場合に、公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座として利用する。 	事前	
令和7年1月24日	前項継続	-	<p>【千葉市価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税3万円)】</p> <p>早急に給付金を支給するため、可能な限りプッシュ型での支給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者を把握するため、転入者(千葉市外で課税されている者)について、申請書提出前に、前住所地の市町村へ市町村民税に関する情報を照会する。 ・対象世帯の公的給付支給等口座登録簿関係情報を照会し、給付金の振込先口座を把握する。 ・要配慮者等、令和6年度分市町村民税が千葉市以外で課税されている者の市町村民税に関する情報を照会し、支給要件に該当するかを確認する。 	事前	
令和7年1月24日	I-1-③ システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、給付金管理システム		
令和7年1月24日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年デジタル庁・総務省告示第46号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第9号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和5年デジタル庁・総務省告示第47号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第10号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第8号)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項	事前	
令和7年1月24日	I-5-② 所属長の役職名	保護課長	保護課担当課長	事後	
令和7年1月24日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 保護課 電話番号 043-245-5317	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 保健福祉局 保護課 電話番号 043-245-5450	事後	
令和7年1月24日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月13日時点	令和6年12月17日時点	事後	
令和7年1月24日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月13日時点	令和6年12月17日時点	事後	